# **労働・助成金情報 特急便**

第43号(2015年5月)

深川経営労務事務所 社会保険労務士 深川 順次 〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL: 092-409-9257 FAX: 092-409-9258

6月1日より、労働保険の年度更新が始まります。今月はこの「**労働保険の年度更新**」と労働保険料に係る「**平成27年度の雇用保険料と労災保険料」**について、改めて確認していきたいと思います。どうぞ、ご参考にされてください。

# ➡ 労働保険の年度更新が始まります

### ▶ 労働保険の年度更新とは

労働保険(雇用保険と労災保険)の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとで過不足を清算する方法をとっています。したがって、事業主は、前年度の保険料を清算するための<u>確定保険料</u>の申告・納付と新年度の<u>概算保険料</u>を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」です。

#### 【確定保険料】

毎年の保険年度の末日(3月31日)、労働者に実際に支払った賃金総額に保険料率(労災保険率+ 雇用保険率)を乗じて算定する保険料をいいます。

この確定保険料が実際の保険料ですので、前年度に実際支払った概算保険料と清算する必要があります。不足している場合は、今回計算した概算保険料と合わせて納付します。余った場合は今回計算した概算保険料の額に充当することができます。

#### 【概算保険料】

年度の始め、その保険年度中に支払われる賃金総額の見込み額に保険料率を乗じて算定する保険料をいいます。賃金総額の見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%未満である場合、前年度の賃金総額を用いて計算し、それ以外の場合には賃金総額の見込み額を用いて計算します。

#### > 労働保険料の納付期限

申告書を作成し、その申告書に保険料等を添えて、毎年6月1日から7月10日までの間に通常は金融機関へ提出します。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがあります。

概算保険料の額が40万円(労災保険又は雇用保険が一方のみ成立している事業にあっては20万円) 以上の場合、又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3回に分けて納付ができます。この場合は、7月10日、10月31日、1月31日の3回が納期になります。(納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときは、その翌日が納期限となります。)

# → 平成 27 年度の雇用保険料率及び労災保険料率

## > 雇用保険料率

平成27年度は、下記の表の通り、平成26年度の料率を据え置きとなります。雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担率の内訳は次のとおりです。これらは平成27年4月1日から適用します。従いまして、平成27年4月分の賃金より、新雇用保険料率が適用となります。

負担者	① 労働者負担	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
事業の種類	(失業給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8. 5/1000	5/1000	3. 5/1000	13. 5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9. 5/1000	6/1000	3. 5/1000	15. 5/1000
建設の事業	6/1000	10. 5/1000	6/1000	4. 5/1000	16. 5/1000

## > 労災保険料率

事業の種類により 2.5/1000 から 88/1000 までに分かれています。金属精錬業  $(6.5 \rightarrow 7)$  など、多少の変更がありました。

\*各事業所様の労災、雇用保険料率は、お手元に届く申告書に印字されておりますのでご確認ください。 \*ご不明な点や、ご質問等、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。